

## 就学援助制度のお知らせ

(期間:令和3年8月から令和4年7月まで)

三田市では、下記の人に対して、学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。就学援助の認定・支給を希望する人は、下記により申請してください。

- ・ 令和3年7月までの就学援助の認定・支給を受けている人であっても、令和3年8月からの就学援助の認定・支給を希望する人は、申請してください。(毎年度、申請が必要です。)
- ・ 三田市へ転入する前に、他の市区町村において就学援助の認定・支給を受けている人であっても、三田市において就学援助の認定・支給を希望する人は、申請してください。

### 1. 就学援助の認定・支給を受けることができる人

下記の①から③までの全ての要件に該当する人が対象です。

- ① 三田市内に住所を有する
- ② 三田市立の小・中・特別支援学校(高等部除く。)に在籍している児童生徒と同居する保護者である
- ③ 下記のAからCまでのいずれかの要件に該当する

A 生活保護を受けている

B 令和2年1月から令和2年12月までの合計所得金額が下記の基準金額以下である

世帯人数	2人	3人	4人	5人	1人増える毎に加算する金額
母子・父子家庭以外	1,896,000円	2,006,000円	2,381,000円	2,705,000円	445,000円
母子・父子家庭	1,896,000円	2,232,000円	2,664,000円	3,028,000円	480,000円

※ 所得とは、「収入金額」から「給与所得控除・必要経費」を差し引いた金額です。

※ 合計所得金額は、基本的には、住民基本台帳上の世帯をもって生計を同一にする人として、これらの人の所得を合計して求めます。

ただし、住民基本台帳上の世帯に含まれていない人で生計を同一にする人(単身赴任している人等)がいる場合又は住民基本台帳上の世帯に含まれている人で生計を別にする人がある場合は、これらの人を加除します。

※ 母子・父子家庭である場合は、母子・父子家庭の欄の金額となります。(「4.申請方法 ②B」のとおり、母子家庭等医療費を受給していない場合は、戸籍謄本の写しを添付してください。)

※ 心身に障害をお持ちの人と同居している場合は、1人あたり276,000円を加算した金額となります。(「4.申請方法 ②C」のとおり、「身体障害者手帳」等の写しを添付してください。)

C その他経済的理由によって就学が困難となる特別な事情がある

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合は、一定の基準に基づき、審査に用いる所得金額を減額して審査する措置を設けています。詳しくは、教育支援課学務担当までご相談ください。

## 2. 支給期間

就学援助の支給開始日は、就学援助の認定を受けた日の属する月の初日からとなります。

就学援助の支給終了日は、令和4年7月31日まで(中学3年生は、中学校卒業(令和4年3月31日)まで)となります。

ただし、支給期間内であっても、上記の要件に該当しなくなった場合は、認定を取消し、支給を終了します。

## 3. 支給金額

各基準日において、就学援助の支給対象となっている人に、下記のとおり支給します。

ただし、生活保護の教育扶助を受けている人は、生活保護の教育扶助の対象外となっている修学旅行費のみを支給します。

就学援助費目	基準日	金額	等	時期・方法
学用品費 ・ 通学用品費	毎月1日	小学校 1年生 970 円/月 小学校 2～6年生 1,159 円/月 中学校 1年生 1,895 円/月 【注1】 中学校 2～3年生 2,084 円/月 【注1】		7月 11月 翌3月 【注2】 口座 振込
新入学 児童生徒 学用品費	翌4月1日	小学校 1年生 51,060 円 中学校 1年生 60,000 円 ※ 入学準備金の支給を受けた人は対象外です。		翌5月 口座 振込
校外活動費	校外 活動日	小学校 宿泊なし 1,600 円【注3】 小学校 宿泊あり 3,690 円【注3】 中学校 宿泊なし 2,310 円【注3】 中学校 宿泊あり 6,210 円【注3】		随時 口座 振込
修学旅行費	修学 旅行日	小学校 6年生 実費 中学校 3年生 実費		随時 口座 振込
学校給食費	毎月1日	小学校 実費 ( 238 円/食) 中学校 実費 ( 275 円/食)		【注4】
医療費	毎月1日	対象疾病【注5】により保険医療機関に受診する際の自己負担金(上限400円)に係る医療券		【注6】
オンライン 学習通信環境 整備支援費	【注7】	小学校・中学校 10,000 円 ※ 所定の期間内に、オンライン学習のための通信回線の継続的な利用を開始したことが確認できる書類の提出が必要です。【注7】		11月 【注7】 口座 振込

【注1】 通学用ヘルメットを新規購入された場合は、「学用品費・通学用品費」に通学用ヘルメット購入費として1,000円を加算して支給します(中学校のみ)。

【注2】 学用品費・通学用品費は、4か月分ずつ(4～7月分＝7月支給、8～11月分＝11月支給、12～翌3月＝翌3月支給)支給します。

【注3】 校外活動費は、宿泊なし又は宿泊ありのいずれか1回の実費について、上記の金額を上限として支給します。

【注4】 学校給食費は、学校給食課に直接納付します。

なお、就学援助の認定により、学校給食費の過払い等が生じた場合は、後日、学校給食課において精算します。

【注5】 対象疾病は、結膜炎(アレルギー性は除く。)、トラコーマ、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯(健康保険診療の対象となる治療)、寄生虫病(虫卵保有を含む。)です。

【注6】 医療費は、対象疾病により受診する際の医療券として、学校での健康診断の結果等により、随時、交付しますが、不足する場合等は、学校に申出してください。

【注7】 オンライン学習通信環境整備支援費は、下記の①から③までの全ての要件に該当する人に、就学援助の支給対象となっている児童生徒数を上限として、1回線につき1回限り支給します。

- ① 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間又は転居の日(住民票異動日)から転居の日以後1月を経過した日の間に、オンライン学習のための通信回線の継続的な利用を開始した人(通信回線の契約名義人は、就学援助の認定の審査において、生計を同一にする人と認定された人に限ります。)
- ② 令和3年9月30日又は転居の日以後1月を経過した日において、就学援助の支給対象となっている人
- ③ 令和3年10月30日又は転居の日以後2月を経過した日までに、①に該当することが確認できる書類(通信回線の契約内容確認画面を印刷した書類等)を三田市教育委員会教育支援課学務担当に提出した人(郵送でも構いません。)

## 4. 申請方法

申請する児童生徒1人につき「就学援助申請書」を1部提出してください。(郵送でも構いません。)

### 申請書提出先 在籍する学校 又は 三田市教育委員会教育支援課学務担当

- ① 「就学援助申請書」は、在籍する学校、三田市教育委員会教育支援課学務担当にて配布します。  
また、市ホームページからダウンロードできます。(「7.問い合わせ等」の二次元コードからアクセスできます。)
- ② 就学援助の認定の審査、支給等の事務を行うにあたり、住民基本台帳、住民税課税台帳及び生活保護等各種扶助の受給状況等の個人情報をもとに三田市教育委員会が職権で閲覧することを承諾されたうえで申請いただきますので、基本的には、添付書類は不要です。

**ただし、生計を同一にする人について、下記のAからCまでのいずれかの事由に該当する場合は、該当する添付書類を提出してください。**

事	由	添 付 書 類
A	令和3年1月1日時点で、他の市区町村に居住している場合	令和3年1月1日時点で居住している市区町村が発行する令和3年度の「所得・課税証明書」、「市・県民税特別徴収税額の決定通知書」、「市・県民税納税通知書」のいずれかの写し
B	母子・父子家庭で母子家庭等医療費を受給していない場合	「戸籍謄本」の写し
C	心身に障害をお持ちの人と同居している場合	「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者手帳」のいずれかの写し

※ 生計を同一にする人には、住民基本台帳上の世帯に含まれていない人で生計を同一にする人(単身赴任している人等)を含みます。

※ 「A 令和3年1月1日時点で、他の市区町村に居住している場合」は、収入の有無にかかわらず、これに該当する添付書類を提出してください。(児童生徒で収入がない場合を除く。)

なお、これに該当する添付書類の提出がない場合は、期限を定めて提出依頼するとともに、期限内に提出がない場合は、就学援助申請書を返却します。(生活保護を受けている等、合計所得金額を求めなくても就学援助の認定の審査ができる場合を除く。)

※ 「B 母子・父子家庭で母子家庭等医療費を受給していない場合」、「C 心身に障害をお持ちの人と同居している場合」であっても、これらに該当する添付書類の提出がない場合は、これらに該当しないものとして就学援助の認定の審査を行います。

## 5. 申請期限

**就学援助の申請は、随時受付します。**

認定・支給を希望する人は、随時、申請してください。

なお、令和3年8月分からの認定・支給にあたり、学校の夏季休業日等を考慮して、事前申請期限を設けますので、できる限り、事前申請期限までに申請してください。

**事前申請期限 令和3年6月30日(水)**

事前申請期限後も随時受付しますが、支給開始日が遅くなる場合があります。

郵送による提出の場合は、消印の日を申請のあった日とします。

## 6. 留意事項

上記の他、申請にあたっては、下記の点に留意してください。

- ① 就学援助の認定の審査、支給等の事務を行うにあたり、在籍する学校、三田市教育委員会教育支援課学務担当から、これらに必要な問い合わせ、添付書類の提出の依頼等をする場合があります。
- ② 虚偽の申請その他不正な手段による認定が判明した場合は、認定を取消し、支給を終了するとともに、既に支給した就学援助費について返還を請求する場合があります。

## 7. 問い合わせ等

ご不明な点等は、在籍する学校又は三田市教育委員会教育支援課学務担当(Tel079-559-5136)までお問い合わせください。

この「就学援助制度のお知らせ」及び「就学援助申請書」は、市ホームページに掲載しています(右記の二次元コードからアクセスできます。)

